

すずらん通信

Return to happiness… 訪れた方に幸福を

Suzuran
Law Office
NO.21
第21号

すずらん法律会計事務所 〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-5-13 すずらん丸の内ビル 2019.11.13
TEL : 052-239-1220 FAX : 052-239-1221
E-mail:suzuran@nba.tcp-ip.or.jp URL <http://www.suzuranlaw.com/>



紅葉（修善寺）

ご挨拶

心を悩ませることが多くなってきています。一つは災害の多発です。大きな地震が何年かおきに襲って来るようになっています。温暖化の影響からか大型台風の襲来や豪雨に見舞われることが多くなってきました。先日の台風19号は、東日本全体に大きな災害を引き起こしました。罹災した皆さまの一日も早い復興を心から願っております。

次に心配なのが日本の急激な人口減少です。昨年の新生児は100万人を大きく下回ったそ

うです。団塊の世代に比べると新生児の数は3分の1です。この結果、急激な人口減少が始まっています。消滅集落がどんどん増えています。安倍政権は、少子化対策をしていると言っていますが、残念ながら実効的な方策を打ち出すことが出来ずにきています。

政治に期待することは難しいようです。我々国民一人一人が他人事とは思わず真剣に実効的な対策を考える時代がきているように思います。（鈴木典行）



弁護士コラム～おひとり様への法的支援～

急激な少子高齢化が進むと共に生涯独身者が増大しています。その結果、独居世帯が急激に増えています。一人暮らしも元気な間は気楽で良いかもしれません、病気になったり、認知力に衰えが生じてくると一人での生活は大きな不安を抱えることになります。

従来弁護士は、法的な問題が生じてから相談を受ける存在でしたが、予防法学にも力を入れるようになっています。その一つが、「おひとり様への法的支援」です。もっとも、「おひとり様への法的支援」といっても独居の人ばかりが対象ではありません。家族、親戚はいるけれども残念ながら信頼して身を任せることが出来る人がいないという場合も勿論対象となります。元気に働いている時、自らの判断能力に自信がある時、将来に備えて弁護士に相談する、あるいは法的手当をしておくということは現実にはなかなか難しいことです。しかし弁護士の立場からすると、もう少し早く相談に来てくれていたならこんな結果にはならなかつたのにと残念に思われるケースが多くあります。折角長年築き上げた財産や商権が有効に活用されることなく人の手に渡ってしまい寂しい老後を迎ってしまったという事案も少なくありません。

その一方で、アルツハイマー病に罹患しても、初期段階に相談に来ていただけたことから、将来に備えた財産管理契約や遺言書を作成しておいた結果、病状が進行してからも安心して生活できる施設における生活が可能となり、さらに当人が希望していた内容での相続財産の処理が可能となり、周りの方にも喜んでもらえたという事案も多くあります。

現在、自ら財産の管理が困難になった場合の制度として成年後見制度がありますが、当事者である被後見人のための制度として有効に機能しているか、実務家として疑問を感じことがあります。また、自らが判断可能な時に将来に備えての制度として、任意後見契約や民事信託、家族信託等の制度があります。これらの制度も真に本人のための制度として有効に機能しているかは、検証が必要です。信託契約が信託する人のためではなく受託者の利益のために利用されている場合も多くあるからです。自らが望む法的支援を的確に受けるためにには、こうした法的制度の問題点、限界を熟知している熟達した弁護士に相談することが肝要だと思います。

今回のすずらん通信は、「おひとり様への法的支援」について、どのような制度があり、どのような活用方法があるかを中心にして特集を組みました。日々の生活に追われる中、将来のことについて少し考えてみることも大切だと思います。将来に備えて信頼できるホームロイヤーを持つことも安心した老後を迎える上で意味のあることだと思います。

(鈴木典行)



財産管理に関する契約について

周りに頼れる人がいない方が、将来の備えをするときには、早め早めの準備が重要になってきます。

民法は、契約を締結できる判断能力（意思能力といいます。）についての規定を置いており、この判断能力を失った方は、契約をしても、無効になります。そのため判断能力のある方であれば、将来の備えとして、各種の制度を利用することが可能ですが、認知症が進行し、判断能力を失つてからご相談をいただいても、折角の制度が利用できなくなっているということになりかねません。

「困ったときには、遅いかもしれない。」これが早め早めの準備が重要だと言われる理由です。

判断能力がしっかりとしているうちに、準備すべき制度についてご紹介します。

1 ホームロイヤー契約等

判断能力がしっかりとしているうちに、専門家等との間で、将来生じうる問題や財産管理に関する契約を締結する方法があります。

これは、専門家と本人が話し合って内容を決定していくものなので、契約の内容を自由に定めることができます。

使われる方が多いものとしては「ホームロイヤー契約」があります。将来生じうる問題に備えて、個人がかかりつけの弁護士を持つという契約です。顧問弁護士と同じように、気軽に弁護士への相談が可能になり、将来の準備のために他の制度を利用する契機にもなります。

また、判断能力はあるものの、自分自身での財産の管理に不安が残る方には、「財産管理契約」を締結する方法があります。契約内容によりますが、多くは弁護士が通帳及び印鑑をお預かりし、預金や年金の管理を行うとともに、入

居している施設等に対する支払いを代行するものです。

自分の死後の財産処分に不安がある方には、「遺言書の作成」を弁護士が支援することが可能です。また、本人が予め葬儀方法等を決めておき、弁護士が葬儀を行う等の死後事務を行うこともできます。

2 任意後見契約

次に、判断能力がしっかりとしているうちに契約を締結し、判断能力が低下した場合に、本人が指定した人に、財産を管理してもらうという「任意後見契約」を選択する方法もあります。

任意後見は、あらかじめ契約を締結しており、本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所に申立を行い、任意後見監督人が選任された時点から、任意後見人が財産管理を開始するという制度です。任意後見は、後に紹介する法定後見とは異なり、財産を管理する人を本人が指定できるという大きなメリットがあります。

先ほどの「財産管理契約」と組み合わせることで、判断能力が低下する前の段階では、「財産管理契約」を利用して、弁護士に財産管理を委任しておき、判断能力が低下したら、「任意後見」を使って、同じ弁護士が財産管理を行うといったように、同一の専門家が継続して財産管理を行うことも可能になります。

判断能力を失う前であれば、さまざまな制度を自由に選択して、将来の備えをすることができます。困ったときにはもう遅いとならないよう、まずは、他の制度利用にもつながる「ホームロイヤー契約」の検討をされると良いと思います。

（加藤利典）

◆日々雑感◆

最近、車を運転していると、ドライブレコーダー作動中というステッカーを貼った車を目にすることが多くなりました。今年の夏に、あたり運転の事件が繰り返し報道されたことで、ドライブレコーダーの売上が大きく増えたという話を聞き、肌感覚と合致したため、妙に納得しております。

実際に事故が生じた場合、ドライブレコーダーの映像は、最も有効な証拠となります。

ただ、交通事故のトラブルを扱っていると事故時に録画ができていなかった、事故後に、上書き保存されてしまった等のミスが意外と多くあります。事故が起きた際に映像を残せるよう、ドライブレコーダーを設置するだけでなく、録画の有無や操作方法等を今一度確認されると良いと思います。（加藤利典）



成年後見制度について

前頁では判断能力があるうちにできる財産管理契約について紹介しましたが、本頁では、判断能力が低下し、自身の財産管理が困難となってしまった場合に利用される成年後見制度（法定後見）について紹介します。

成年後見制度とは、認知症等の理由により判断能力が不十分となってしまった方（以下、「本人」といいます。）に、その判断能力の程度に応じて、裁判所が成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、成年後見人等が本人の利益を考え、本人の代わりに契約を行ったり（代理権）、本人の法律行為に同意を与える（同意権）、本人に不利益な法律行為を取消したり（取消権）して、本人を保護・支援する制度です。

成年後見人等には、本人が必要とする保護・支援の内容に応じて、親族のほか、弁護士、社会福祉士等が選任されます。

成年後見制度を利用するには、本人の住所地の家庭裁判所に申立を行う必要があります。申立には、申立手数料と登記手数料として数千円程度が必要となるほか、連絡用の郵便切手費用及び医師による鑑定を行う場合には鑑定料が必要となります。申立てから後見の開始までの期間は事案により異なりますが、多くは3～4か月程度で審判が確定し、後見が開始されます。後見が開始されると、その旨が登記されますが、プライバシー保護の観点から、登記事項の証明書を請求できるのは

本人、配偶者、親族、成年後見人等に限られます。

成年後見等は、本人、配偶者、四親等内の親族等が申し立てすることができますが、いわゆる「おひとり様」、身寄りや頼れる親族がいない方の判断能力が低下してしまった場合には、申立を行える人がいないという問題が生じてしまいます。このような場合には、市町村長が申立を行うことができますが、行政が関与する手続であるため、通常の申立よりも時間を要することが多く、また、そもそも、「おひとり様」である本人の判断能力が低下したことを誰も知ることなく、行政にその情報が到達しないおそれがあるという問題点もあります。

そして、成年後見等が開始された場合、一定の財産の処分は後見人等が裁判所の許可を得なければ実施することができず、本人の判断能力がしっかりしていたときに想定していたような財産の利用・処分ができなくなってしまうこともあります。

以上のように、成年後見制度は、本人を保護するために確立された制度ですが、やや硬直的で、柔軟性に欠ける部分があることは否定できません。自身の財産を、自身の思い描いたように利用することをご希望される場合には、できるだけ判断能力がしっかりしているうちに、任意後見契約等を利用されることを推奨します。

（大野祐揮）

◆日々雑感◆

最近、台風や豪雨被害が多発しており、ニュース等でその映像を見る度に強く心が痛みます。災害に直面したときに、いつどのような避難行動をするかということが人の生死や被害の大小を分けます。「まさかこれほどとは思わなかった」、「たいしたことないだろう」、「自分は大丈夫だろう」、といった心理は人間が危機に直面した際に心の平穏を保つ防御作用として働く正常化バイアスによって引き起こされるもので、実際に災害を体験したことがなければこの心理から脱することは困難でしょう。

私自身は幸い大きな災害に直面したことはありませんが、祖父母が伊勢湾台風の時の体験を話してくれたことが記憶に残っています。災害の衝撃的な映像等が容易に入手できる現代ですが、人が直接語り継ぐことの重要性にも目を向ける必要があるのかもしれません。（大野祐揮）



日常に役立つ法律相談～家族信託～

1 はじめに

今回のすずらん通信は、「おひとり様への法的支援」について特集を組みましたが、本コラムでは、家族信託について取り上げます。家族信託は、生前元気なうちに、希望に沿った財産管理の信託ができるとして、従来の成年後見制度に代わって注目を集めている制度です。しかしながら、まだ同制度について、一般的に浸透していないことから、家族信託を取り上げさせていただきました。

2 家族信託について

(1) 家族信託とは

家族信託は、財産管理方法の一つです。具体的には、委託者が将来、認知症を発症するなど意思判断能力を失って財産の管理が困難になった場合に備えて、判断能力のある元気なうちに、子ども等の信頼できる家族（受託者）に一定の目的の下で資産の管理処分を託すものです。

(2) 家族信託契約のメリット

① 後見制度よりも自由度が高く柔軟な対応が可能なこと

成年後見制度は、本人の判断能力が衰えて、裁判所による後見開始の審判がなされるまでは利用することができません。また、成年後見人ができることは、原則として家族ではなく、本人にとってメリットがあることに限られます。

これに対して、家族信託では、判断能力が衰える前の元気なうちに、自分の希望する人に財産の管理を柔軟に任せることができ、後に判断能力を失った場合も、自分の意向に従った財産の管理を行うことができます。

② 相続財産の受遺者の財産管理が可能なこと

家族信託を利用しない場合、自分の死後、その財産は相続人へ相続され、相続人の意思に基づき管理処分がなされるため、自分の生前の意思に反した管理処分が相続人によってなされる可能性があります。

一方、家族信託を利用すれば、委託者の死後も、信託が継続する限り、受託者によって、委託者の意思に沿った管理処分がなされます。

このように、家族信託により委託者が死亡した後も、委託者の意思に沿った管理処分が可能となります。

(3) 家族信託契約の手続における専門家の関与の重要性

家族信託契約の手続の際には、委託者と受託者による信託契約が締結されます。この信託契約を結ぶにあたり、委託者が希望する形で財産管理や遺産承継を実行するためには、どの財産を誰に委託して誰を受益者にするのか決める必要があります。

そのため、委託者の希望するような家族信託を実現するために、契約書の作成などの際に弁護士などの専門家の関与が重要になってきます。

3 おわりに

高齢化社会が進む中、認知症になるリスクは誰もが抱えています。このようなリスクに備え、判断能力があるうちに希望に沿った財産の活用が可能となる家族信託の活用も一つの選択肢として念頭に置かれることをお勧めします。

(鈴木裕大)

◆日々雑感◆

月日が経つのは早いもので、弁護士登録からもうすぐ2年が経とうとしています。弁護士として日々の業務を行っていると、目まぐるしく変化する社会に合わせて、弁護士業界もその変化に対応していくかないといけないと実感します。

特に、AIやITの分野については、急速に進んできていると感じています。そして、弁護士業界においても、訴訟手続についてIT化が進められているなど、法律の専門家である弁護士もその変化への対応に迫られています。

日々の業務に真摯に取り組むだけではなく、弁護士として視野を広げて、常に情報をアップデートして、その変化に対応した法的サービスを提供できるように精進して参りたいと存じます。（鈴木裕大）



近況

東京への新幹線の中で、この原稿を書いております。4月から日本弁護士連合会の副会長に就任していることから週の後半は、霞ヶ関にある日弁連会館の16階にある副会長室で過ごすことが多くなっています。朝から晩まで日弁連が抱える様々な問題について議論しておりますが、多くの法案について日弁連の考え方が問われるため、勉強の必要性を痛感しています。現在、少年法の適用年齢を20歳から18歳に引き下げるを中心とする少年法の改正が検討されていますが、日弁連は、現在の少年法は有効に機能しており、適用年齢を引き下げなければならない合理的な理由はないとして、この法改正に反対しています。

先日、保護士の方が、日弁連の主張を理由付けの一つとして少年法の改正に反対する意見を新聞に投稿しておりましたが、多くの人が日弁連の意見を参考にされていることを知り身が引き締まる思いがしました。これからも、国民、市民の目線に立って意見表明をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。（鈴木典行）



編集後記

木々の彩りも日ごとに変化を見せて秋の深まりとともに寒さも増してまいりました。皆さま、お変わりございませんでしょうか。

さて、所長の鈴木が上記近況コラムで日弁連（日本弁護士連合会）での副会長の仕事について触れていますが、所長の鈴木は本年4月より愛知県弁護士会の会長及び日弁連の副会長を務めています。日本社会が平穏でより良くなるよう法曹に関わる制度構築に日々邁進しております。

なお、愛知県弁護士会のホームページでは弁護士会の活動や法律に関わるイベントの案内等が掲載されています（「会長」挨拶も毎月更新されております）。弁護士会の活動に興味を抱かれた方は、是非一度この機会に、愛知県弁護士会のホームページをご覧下さい。（事務局）



業務案内

当事務所では、隨時法律相談の申込みを受付けております。法律問題でお困りの方はお気軽にご連絡下さい。ご都合の良い日を調整させていただきます。

顧問契約、ホームロイヤー契約を結ばれた方の法律相談料は無料です。

詳細はホームページをご覧下さい。

電 話：052-239-1220

受付時間：平日午前9時～午後5時半

ホームページも是非ご覧下さい。

<http://www.suzuranlaw.com/>



弁護士 鈴木 典行
弁護士 加藤 利典
弁護士 大野 祐揮
弁護士 鈴木 裕大

